

個人住民税は、所得税と同じく、事業者による徴収と納入が必要です

事業主の皆さまへ

事業所等に勤務する人の個人住民税(市町村民税+県民税)は、所得税と同様に、原則として事業主の皆さまに徴収(天引き)していただき、課税した市町村に納入していただく必要があります。

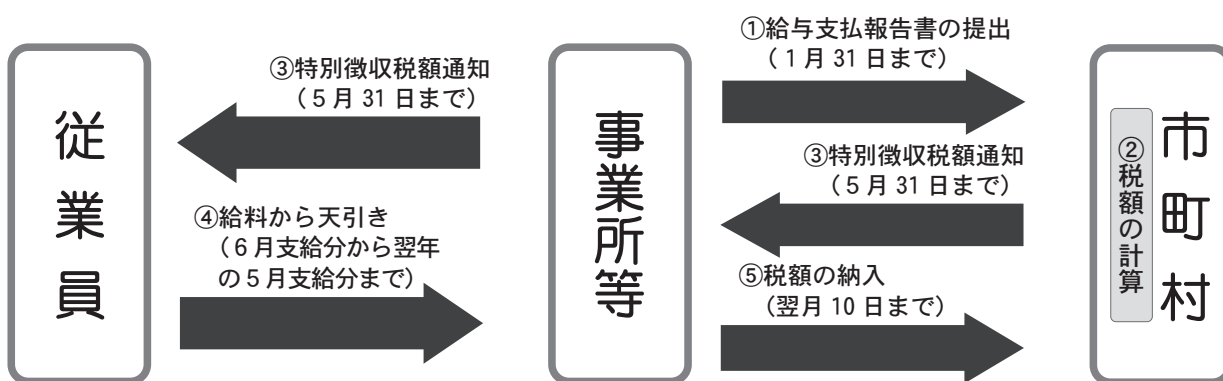
※地方税法および各市町村の条例で上記のように定められています。
問い合わせ先 役場税務課住民税係 ☎ 286-3111 ☎ 355・141・142



くまもとサブライズキャラクター
くまモン

**熊本県と県内市町村は、平成 25 年度までに
個人住民税の特別徴収義務者への完全指定を実施します。**

個人住民税の特別徴収制度の概要



国税庁から

東日本大震災により被害を受けた人へ

大震災により被害を受けた人は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、熊本東税務署にお問い合わせいただくか、国税庁HP (www.nta.go.jp) をご覧ください。

また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税などの特例があります。

あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金や自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も同様の控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報HP (<http://www.soumu.go.jp>) をご覧ください。

問い合わせ	● 国税……………熊本東税務署	☎ 369-5566
	● 県税……………県庁総務税務局税務課	☎ 333-2100
	● 自動車税等…自動車税事務所	☎ 368-4020
	● 町税……………役場税務課	☎ 286-3111